

# 総務常任委員会

平成14年9月20日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎野呂 民平                      ○萬里川美代子                      森河 昌之  
山本 直子                      松田 正                      小野議長

## 2. 理事者出席者

町 長 小城 利重 助 役 芳村 是  
収入 役 中野 秀樹 教 育 長 栗本 裕美  
総 務 部 長 植村 哲男 総 務 課 長 西本 喜一  
同 参 事 吉田 昌敬 同課長補佐 乾 善亮  
同課長補佐 清水 修一 企画財政課長 池田 善紀  
企画財政課参事 野口 英治 同課長補佐 山崎 善之  
同課長補佐 西巻 明男 税 務 課 長 植嶋 滋継  
同課長補佐 勝真 基好 同課長補佐 黒崎 益範  
教委総務課長 清水 建也 同課長補佐 吉村 三郎  
生涯学習課長 水田 美文 同課長補佐 加藤 保幸  
会 計 室 長 阪野 輝男 監 査 書 記 藤原 伸宏

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
全委員出席をされておりますので、ただいまより、総務常任委員会  
を開会いたします。  
始めに、町長の挨拶をお受けいたします。町長

町長 （あいさつ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、松田委員、萬里川委員のお二人を指名いたします。  
本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。  
まず、初めに本会議からの付託議案であります、  
議案第33号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）につ  
いてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

企画財政  
課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

山本委員 13ページなのですが、合併浄化槽の分を5基追加するということ  
で、ご説明いただいたのですが、私の記憶に間違いがなければ、割と  
補正予算では合併浄化槽の追加は出てきます。これは当初の見込みの  
部分が上回ってのことだと思うのですが、これはどうしてもそう  
なってくるのですか。

企画財政  
課長 ご質問がありましたように、昨年度もこのような中で補正がござい  
ました。当初予算段階におきまして、12月くらいに要求があつて予  
算計上していくわけですが、翌年度につきましては不確定要素が強い  
ということで、ある程度若干少ない目の予算計上しているところから、  
毎年補正を組まさせていただいています。

松田委員 初歩的な質問になるか分かりませんが、歳入の関係で、地方特例交付金が減額になって、地方交付税がかなり増えているのですが、これはどういう性格のものなのですか。

企画財政課長 地方特例交付金につきましては、恒久減税に対します財源対策としてやっております。これについて当初町の方で減税分を見込むわけですが、この減税分を余分に見込んだ為に、特例交付金が予定より少なくなってきたということで、当初予定より恒久減税額が少なかったために、特例交付金の額が減ってきたということです。

普通交付税につきましては、予算を立てる段階におきまして、町税、地方交付税が大きな柱2本となってくるわけですが、翌年度に繰越になるわけですが、どうしても地方交付税が確定した段階におきまして、減ってきたとき、もし予算より減ってきたら歳入が当初見込みより落ちて参りますので、歳入欠陥という状況になりますので、それを押さえるために、普通交付税につきまして若干少ない目に予算計上をさせていただきます。

松田委員 この交付税の算出の仕方について、今言われている関係になってきますと、まさに事務処理上のテクニックのような感じがするのです。根拠というのはどこに置いているのかと思う。素人目にも地方特例交付金というのはそれなりの見込み、判断というものがされているのでしょうし、まさにこれは特例であろうと。ところが今聞きますと 特例でもなさそうな感じがするのです。地方交付税の関係については、かなり増えているわけですから、差し引きしましてもまだ倍ぐらい・・・特例交付金と。という面から見てどういう関係になってくるのかなと、それなりに交付金の関係ですからもう少し理由があってもいいような感じがするのですが、どうなんでしょうか。

企画財政 先ほどの説明と重複するか解りませんが、地方特例交付金についま

課長

しては恒久減税に対する補填ということで地方特例交付金と減税補填債、この2つでこれを補っているわけです。毎年より正確な計上をしていきたいと思っております。

普通交付税につきましては、経常経費分、これは学校経費、消防経費等々を積み上げていきます。それと起債償還の交付税算入分、事業費補填と交付税算入分があります。これにつきましてはほぼ正確な数字が算入できてくるわけですが、それ以外に今申し上げました教育費、消防費等々につきまして、若干例年基礎数値等も国の方で変えてきますので、それらを見込んで若干少ない目に計上しております。それと去年一昨年と、今年もそうですけれど、全国平均5%の地方交付税の減額が国からありましたので、それも若干見込んでこのような数字となったということで、より正確な情報を得ることに心がけて予算計上を行っていきたくと考えております。

松田委員

この地方特例交付金とか地方交付税の関係というのは、年に何回行われるのでしょうか。あるいは今回で終いになるのか、あるいは補填査定して降りてくるのはいつといつになるのか聞かせてください。

企画財政  
課長

通年年1回です。普通交付税の確定及び特例交付金につきましてもこの時期に確定して通知がまいります。それと特別交付税がございます。これにつきましては3月くらいに確定となります。通年と申しましたが、昨年度特殊な場合がございます、1回確定した後において、12月にまた地方交付税の再算定、見直しがございます、その分が多くなっています。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第33号、平成14年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます

企画財政課長 （議案書朗読、補正予算書により説明）

補正の内容は、歳入では平成13年度決算額の確定に伴う繰越金の補正、歳出では現在係争中の建物収去土地明渡請求事件の公判に要する9千円の増額補正するものであります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長 異議なしと認めます。よって議案第35号、平成14年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計補正予算（第1号）については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、承認第6号、町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

税務課長 (議案書朗読、要旨により説明)

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり承認することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、承認第6号、町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)は、満場一致で承認すべきものと決しました。

続きまして、継続審査案件であります、藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

生涯学習課長 史跡藤ノ木古墳の周辺整備につきましては、前回の委員会でも申し上げましたように、去る7月8日に整備検討委員会を開催し、ご検討をいただいたところでございます。それに向けて整備基本計画の見直しにつきましては、現在そのたたき台を内部で取りまとめいたしまして、11月頃に予定しております整備検討委員会にお示しし、ご検討いただくことを考えております。また一方来年度予定しております発掘調査につきましては県との共同調査となることから現在檀原考古学研究所とその時期及び調査方法についてご協議を進めているところであります。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで  
終わります。

次にその他の審査事項として、地方税減の充実確保に関する意見書  
についてを議題といたします。

この件につきましては、お手元に資料がお配りしてありますが、全  
国町村議長会より9月10日付けで議長充に送付されたもので、明年  
度税制改正に伴う「地方税減の充実確保に関する意見書」の採択提出  
ということで、先日議長から総務常任委員会に審査をお願いされたも  
のであります。

本文について局長より朗読をしていただきます。

事務局長

(地方税源の充実確保に関する意見書(参考例)朗読)

委員長

この件につきまして、取り扱いの対応も含めて、委員皆様のご意  
見等をいただきたいと思います。

内容につきまして、固定資産税については今は土地が下がる中で一  
層の負担水準の均衡化というのは、これで税源が確保できるのかどう  
か、その辺はどういう考えなのか意味が捉えにくいのですけれども。  
そうやっても一層の負担水準を均衡化を適正に推進するというのは非  
常に困難なことだと思っております。ですからそれをどのようなこと  
で言っているのか。ご承知のように2日前の新聞ですか、土地価格は全  
国的に下がっていますね。それをどういうことと言っているのか、教え  
ていただきたいと思います。2番目の外形標準課税というのは新聞報道  
されておりますけれど、いわゆるどういう形で課税するのか、これは  
特に中小企業にとっては大打撃を与えるという報道もされているわけ  
です。3番目のゴルフ場のものは大体理解してもらえらると思いま  
す。4番目の特別土地保有税ですが、これも皆さんご承知であると思いま

すので、理解してもらえと思います。

松田委員

取り扱いなのですが、町村議長会から出ているわけですね、行政側が要請して出している問題ではないわけですから、この内容について感想を聞いたり、どういうふうに理解しているかということについては答えることはできると思うけれど、このことを行政側に説明せよと言っても筋違いではないかと思う。

それから取り扱いの面で申し上げておきますが、これは私が議運の委員長としてこの取り扱いについてどうしようかと事務局から聞きました。せっかく各常任委員会が予定されていることですから、各常任委員会にこのようなものが出ているのであらかじめ参考のために聞いておいてくれと、このように要請をいたしました。そういうことからこれが出ているのだろうと思うのですが、これは最終日の本会議前の議運のところで直ちに決めてしまうについてはいろいろと議論になるところではないのか、それと併せて有事関連法案に反対する陳情書が出ておりました。この有事法制の関係については前回否決された経緯があるし、同じような結果になるとするならどうかなということがあり、一応聞いておいてくれということでしたけれども、有事法制の関係については取り扱いについて、前回提出した提出者の関係者に聞きますと、今回見合わせた方がいいのではないかと私個人的に聞きました。しかし、この税制の関係については、各委員会に聞いていただいて、そしてその意向を十分に斟酌した上で議会運営委員会で最終的にどう扱うかということを確認させていただくという内容でありますので、そういうことでお諮りをさせていただいているんだろうと私は思うのです。そうすると既に厚生常任委員会、あるいは建設水道常任委員会などとも、意見書を取り扱うかどうかは別として、打診が既に行われているのだろうと思うのです。総務につきましてもそういう立場でここに提起されたのだと思いますし、もちろんあらかじめ打ち合わせが行われているのでしょうから、まず取り扱いについて皆さんの気持ちはどうなんでしょうか。



議 長 今議運の委員長がおっしゃったようにそのように各委員会で進めてきました。その中で厚生と建水では、意見書を出された場合には賛成いたしますという大体の意見でした。これは委員会が閉会してからの話です。それはそのような扱いをさせていただきました。そうした中で、私議長としてはできれば早めに意見書を出した方がベターではないか、そして総務常任委員会が最終ですので、改めて議長から総務常任委員会の方へ意見書をまとめて出すことができないかという思いで、打ち合わせの後日でしたが、委員長の方へ扱いをお願いをしたということです。

松田委員 私はだいたいそうだろうと思うし、そういう手続きがとられているんだと思いますから、ここでそれぞれの関係で現状がどうなっているかということを経理事者側に参考のためにお聞きになることはいいと思いますけれど、この関係そのものについては委員会自らが判断すべきものだと思いますから、そういう面についての認識の違いが委員長と我々の意見が違いますから、その辺整理をきちっとしていかないと審議が進みにくいように思いますし、取り扱いをしていただきにくいと思いますので、その辺のところをきちっと扱い方として意見の確認をお互いにしておくべきだと思う。それから議論をするなりしていったらいいと思います。

委員長 私は取り扱いの面につきまして、ここで意向をまとめるということだと思います。しかしこの内容につきまして、もともとは政府から案は出ていると思う。全国議長会からの要望として後押しするという形でこの決議案を各市町村に出されていると思う。ですからそういった意味で、いわゆる外形標準課税の内容については、行政当局も把握していて当然であるとそうのように思います。この固定資産税なんかについても当然市町村が直接担当する内容でありますから、その内容について知っているのが当然ではないかと思えます。私ら委員につきまし

でも解っている範囲で結構ですから説明をいただいたらいいかと思  
います。そういった考え方で私は申し上げたわけです。何れにしても取  
り扱いを含めて内容も解らない点があれば率直に発言していただき  
たいと思います。

委員長 暫時休憩します。（午前9時42分）

委員長 再開いたします。（午前10時06分）

この案件につきましては、12月議会までに論議して取り扱い等  
について決めていこうということにしたいと思えます。それではそう  
いうことでご了承のほど願います。

次に、各課の報告事項に関することについて、報告を受けます。

はじめに、（1）（仮称）地域交流館建設計画について報告を求め  
ます。

総務課参 前回の委員会におきまして、地域交流館建設計画に対する町の統一  
見解を示すようにということがございます。資料1の朗読をもって町  
の統一見解といたします。

（ 資料1朗読 ）

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

山本委員 町の総合計画との関係でいうとそのとおりなのですか。

総務部長 そういったコミュニティ施設の整備ということで、総合計画の中に  
謳われておきまして、そういった中で、いわゆる実施計画の中で捉え  
ていきたいということで、先ほど統一見解の中でも示させていただ  
いた中でも、着工時期については平成15年度、16年度の（仮称）総  
合福祉会館の建設の目途が付いた段階において、この総務常任委員会  
の中でも相談していただきながら進めていきたいということですか

ら、そういった中で位置付けされているということです。

議長 確か同じような時期に凍結された平成9年頃だと思うのですが、交流館の補助規定を廃止して、地域集会所補助金ですか、簡単に言えば、それでいろいろ補助率も上げてもらったとそのように思っているのですが、そうした中で、この地域交流館建設というのはあくまでもその地域集会所、公民館分館とかそういう集会所がないような大きな地域でも地域交流館を町の方で設置して、自分の土地でいくらか・・・、その自治会で管理を任すという構想だったと思うのですが、その時から集会所がなかったところが出来てきたということになれば、基本的な建設計画これにはその順番もあの時言っておられたと思うのですが、それらも崩れていくんだとそのように理解してよろしいですか。

総務部長 前回の委員会におきましても助役の方から答弁でいわゆる箇所については平成9年当時と現状は変わっていることがありますので、そういったことを踏まえた中で、そういった位置図も整理し、この委員会にもご相談しながら進んでいきたいと申し上げたと思います。

委員長 いわゆる補助金を自治会の公民館につきましては順次建てたものについてあげたと、それからどれくらい建っているのか。

総務課参事 新築に対しましては、龍田ネオポリス、これは丁度平群と斑鳩町の共同で建てられた分だけでございます。それで修繕等については5、6自治会あったと記憶しております。

委員長 龍田ネオポリスというのは平群と確か費用分担していますね、そういたしますと自治会館についても補助率を上げたけれども具体的にはなかなか建たないという状況があるのではないかと、実績から考えて。これは変えてから何年になりますか、そういたしましたら私はそういった点についても再検討する必要があるのではないかという気がしま

す。確かに自治会の財政は苦しいからその辺の問題でこういうふうになって来るんだと思いますけれど、例えば2年や3年に1箇所くらい斑鳩町内で自治会館が建てられてもいいと思うのです。補助率を上げたけれども建てられないという状況であれば、これは箇所を限定して、例えば財政問題がありますから、2年に1回しか予算を組まないと、ただし確実に2年に1箇所くらいは建つというような考え方に発想を転換した方がいいのではないかと思う。そういった点についてはどうですか。

町 長

先ほどから総務部長も申し上げていますように、建設しようという意欲のある自治会はあるわけです。そういう関係で問い合わせをしたら、また自治会館建設に向けて協議をされているところもございませう。そういう中で野呂委員もご承知のとおり、15年16年が社会福社会館等の建設でございませうから、その後統一見解を示しますように担当常任委員会とお話しさせていただいて、場所的にどういう地域かということを考えて、2年に1回ということよりも、することが大事であろうと思っておりますし、何れにいたしましても、800万円から1500万円に引き上げたという中では、いろいろ皆さん方が、地価が下がってきたという傾向はありますけれども、地価が下がっても結局は下がった値段で必ず買えるわけではないわけです。やっぱり以前に売却された環境を考えますと、なかなかそう簡単に分けてもらえない。やっぱり鑑定に基づいたある程度こういうことで交渉していくわけですから、そこらを十二分に鑑みながら、今委員長がご指摘のような関係等についても、取りあえずこの12月までに福社会館の検討委員会が場所的なものを決めていただいて、15年16年で建設が出来ましたら、その後共に協議しながら進めていきたいと考えております。

委員長

そうしましたら、ただ今のような統一見解を了として了承しておきたいと思っております。

次に、(2)平成14年度人事院勧告と町の対応について報告を求

めます。

総務課長

( 資料 2 により説明 )

そこで、当町のこの勧告に対する考え方でございますが、今の段階では4月からの年間給与についての調整に係ります実施方法や実施時期など具体的な改正方法等についてまだ国、県から示されておられません。当町の職員の給与改定につきましては、国の人事院勧告に準じてきた経緯がある中、この秋に開かれます臨時国会に上程されます国家公務員の給与改定法案が明らかになった時点で県や近隣市町村の職員との給与水準の整合性も勘案しながら、また職員労働組合とも協議して理解を得てまいり、当町職員の給与条例の改正を行って参りたいと考えております。

また、議員皆さま始め町三役及び教育長の期末手当の支給につきましても、先ほど説明申し上げました所要の支給率となってまいりますのでよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、予算面でございますが、人事院勧告のとおり、仮に実施いたしますとしますと、一般会計職員数219名の給与で1,733万2千円の減額、児童手当115万2千円の減額、期末手当で議会議員、特別職、一般職合わせまして、958万8千円の減額となり、合わせて2,807万2千円の減額となります。よろしくご理解お願いいたします。

委員長

報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

次に、(3)大字龍田財産区財産(下司田池)に係る「建物収去土地明渡請求事件」についての報告を求めます。

企画財政

これにつきましては、議員皆さんもご承知のとおり、平成11年6

課長

月議会において、訴訟にかかる大字龍田財産区特別会計の補正予算をお願いし、平成11年10月に奈良地方裁判所に訴状を提出したところであります。それ以来今日まで裁判官による現地確認も含めまして21回の公判が開かれてまいりました。その間当方及び相手方もそれぞれ主張を行う中で、裁判官より本件は和解が望ましいのではとのご意見がございました。そうしたことから和解に向けての公判を続ける中で、釣り堀を廃業する上での補償額及びその算定で公判を重ねお互いの主張をしてまいりました。しかしながら双方の接点がない状況でありましたが、今回相手側より釣り堀を廃業する条件に下司田池を払い下げをしてほしいとの要望がございました。そうした中で、下司田池の水利組合と協議をする中で、水利権及び付近の消防水利面からも一定の面積は残す必要があることもあり、全面積の半分は残したいと考えております。

なお、仮に払い下げるとした場合の価格及び相手の賃貸借割合につきましては、公平公正さを保つ意味からも裁判所から提示されるよう主張しているところであります。

以上が公判の状況であります。今後払い先面積、払い先の位置、埋め立て工法などで、これから公判に時間を要するものと考えますが、必要に応じ本委員会にご説明申し上げたいと考えております。以上が今日までの状況の説明とさせていただきます。

委員長

報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

議長

この提訴に至った1つの原因として、釣り堀の騒音、それから釣り堀を営業するにつけて、池水を引いたりする。それによって住民の住宅地が沈下していくと、そういったいろんな付近住民からの釣り堀営業に対しての不満があって、提訴に至ったように思っているのです。今の課長の説明では、裁判官が和解を勧告している見たいですが、そしたら被告側の方でお金ではなくて、釣り堀を営業したいのでその一部を自分の所有権にしてもらいたいという申し入れなんです、実際

その申し入れはこの提訴の目的から言えば、外れてくるのではないかと思うのですが、この釣り堀を廃業・・・、もちろん廃業の補償としてということで、下司田池の払い下げということを行っている、払い下げといったらこの釣り堀を続行されるんだと、そのように私は解釈したのですが。

企画財政課長 双方の接点がない状況でありましたが、今回相手側より釣り堀を廃業する条件に下司田池を払い下げをしてほしいとの要望がございました。

議長 釣り堀業者が下司田池を払い下げしてくれというのは何に使うのですか、転用するというはっきりとした確約はあるのか、それを確認したい。

総務部長 相手の方からも、釣り堀を廃業しますとそういった中で、向こうとしてはその代わりにということで提示されていることであって、あくまでも廃業するという前提の中での話です。間違いございません。

議長 そしたら払い下げされた後の転用というのは、はっきりと確約を取ってから話を進んでいただいたのですか。

総務部長 課長が先ほど申しあげましたように、そういった和解につきましては裁判所が入ったことですので、町側の主張としてそれを申しあげているということです、よろしくをお願いします。

委員長 今相手方の転用については具体的に示しているのですか。

企画財政課長 まだ具体的には示しておられないです。ただ埋め立てする場合に、埋め立ての方法等ございますので、それについては先ほど申しあげましたように、まだ位置等もございますので公判に時間を要するものと

考えております。

萬里川委員 あその周辺に家が一杯建ってきているので、多分その払い下げを望んでらっしゃるのは、そこに家屋が建っていくのかなというように思うのですが、あそこの幸進町、小林ハイツ、旭が丘、あの周辺は火事が起こったときにあの池を使って対応しようというように思っていたと思うのですが、消防関係の中であの周辺に火事が起こったときに、防火対策としてどのような形で防ぐようになるのですか。

町長 今課長が説明しましたように、最終的にどうなっていくのか、案分がどうなのか解りませんが、残った部分は池で対応していくということをお願いしております。

松田委員 町が現在では廃業を前提にするということで、その池の跡地をいくらかを払い下げをするということを前提に和解に応じていこうという意向であるというように考えていいのかどうかということと、土地の明渡請求の基本であるけれど、その土地を池をどのように活用していくのかということが、一番重要だと思うのです。そのことが付近住民の利益をどう守ることが出来るのかということの判断が裁判所に大きく影響してくると思うのです。その辺について町はどのようにしようとしているのか。

助役 まず、町としてずっと話をする中で経緯から判断すれば、払い下げはやを得ないと思っている。ただし比率の問題で両者の意見に差がある、このように思います。もう一つはやはりまだ4反ほどの農地がございまして。ただしその農地は今はほとんどが駐車場等になってはいますが、水利権はまだ存在しています。そして今萬里川委員がおっしゃったように消防水利等の施設が周辺にないということを含めて、どうしてもそのような形で分けておきたいという考えでございます。町としては先ほど課長が申し上げておりますように、どうしても半分ぐらい



はやはり残しておきたいという提示をし、現在話を進めているということでございます。

松田委員 払い下げをするという関係は結構なんですけど、更地にするということになるか分からないのですよね。そうした場合の関係の一番の問題は補償額の関係にかかわってくると思うのです。払い下げにする面で、更地にする費用、そして何に使われているのかということ等々がきちっとした町の方針として確固としたものを持っていないといけないと思いますし、一番の問題というのはどちらにしたところでこの営業が出来なくなるわけですから、生活権はもちろん補償という関係が出て、そこに補償額としていくらか、ということにかかわってくると思う。それに代わるものとして土地の払い下げが成立するというようになってきている。それに見合う関係を金額ではなしに土地でというふうに言っているように理解していいのかどうか。そうすると、その土地がどの程度がそれに相当すると考えるのかということが今後交渉の根っこになってくるのかなと思うのです。その辺についての考え方は現時点では言えないのだろうと思いますが、どうなんでしょうか。

助 役 今松田委員のおっしゃるような形になると思うのですが、その払い下げについての話の中では詳しいことの内容については何らどうするという明確な話は出ておりません。

松田委員 下司田池の一部を埋め立てて、その部分について払い下げに応じていいという関係の意思表示は既になされているのでしょうか。

助 役 費用面についてもまだそこまでいっておりません。埋め立てするのが原告がやるのか、被告がやるのかこれもまだ話が出ておりません。

松田委員 私が言うのは費用面の関係に入る前に、とにかく払い下げに町は応じるという姿勢を相手側に示したのかどうか聞いている。

助 役 先ほども申し上げておりますように、これまでの相手との話の過程から考えた場合に払い下げはやむを得ないということで、相手側と話をしているということです。

松田委員 そうすると聞きますけれど、多少明渡請求をしている始めの基本からぶれてくるのではないかなと思う。妥協の条件としてそういうことがやむを得ないと、例えば払い下げる状況になったとして見ても、かなり困難な折衝になると思う。特にこのことを進める状況によって、地元にはどういようように説明がされているのでしょうか。あるいは裁判を進めるについて、地元との関係についてはどう理解を求めようと考えておいでになるのか。そのことはまったく触れないで当事者同士の関係ということになるのか、そういうことによってまた新たなトラブルが予測されるのですけれどその辺の配慮はどうなんでしょうか。

助 役 当然ご指摘のように、相手との話の過程の中では地元の水利組合と十分話をする中で、水利組合と協議しながら進んでいるということです。

松田委員 僕の言うのは水利組合じゃなくて、近隣住宅に住む住民との関係ですね、このことについてどうですか。

助 役 近隣住民につきましては、この経過報告はしておりますが、内容についてはまだ話はしておりません。

松田委員 これは極めて難しい説明になるかと思いますが、釣り池をやっておいでになるひとつの話を進めるにあたっては、やっぱり近隣住民との関係あるいはその意向というものを十分に粗相のないように対応をしていかなければいけないと思いますし、もちろんこの問題の関係については水利組合が応じると思うのです。今日までの経過から見て。問

題はなぜこういう関係が訴訟にまで発展させることにして、釣り池を止めさせようとしようになったのかという面について、強く住民の方の要望というものに対する不満というものがあつたことは事実です。それに応えようとしたのも事実ですから、その趣旨というものを十分に生かされて配慮した上で慎重な対応をお願いしたいと思ひますし、そのことについては関係住民と齟齬を来さないような配慮をしてほしいということだけ申し上げておきたい。

森河委員　この訴訟に発展した経過というのは先ほど松田委員がおっしゃつたように釣り池の周辺がやかましい。我々としては理解している。

情報の一人歩きはいかんということですね。補償問題をどれ位するのか、1億出せとか言っている話が出ている中で、とても町で補償するだけのものを払えないから、やむなく補償して明渡請求をやつていこうやないかというのが1つの方法やつたと、今弁護士が双方で話をしなさいと、これはよくある話です。私がここで言つておきたいのは、弁護士を入れてはっきりしていくと思うけれども、やはりこんなものが膨れ上がつてきたら、最後に全面的にくれという可能性もあると思う。これはお互いに譲歩していかなければいかんわな。向こうの要求が3分の1埋め立ててくれと言うのか、初めの要求が1億くれという話があつたということは私も知っている故に、そういう点が弁護士の話で出てくると思うから、私はその点を慎重にやられて、賠償金がなければ土地を提供するという町の考えはいいだろうけれど、やはり趣旨が変わつていかないような方向でやつていただきたいと思つております。

議　長　松田委員がおっしゃるとおりだと思ひますので、根本的にあの時点で地元からは監査請求の話も聞いておつたのです。というのは管理上の問題それらについてもやはり監査請求の対象にもなつてくるのではないかなと、これは違法性のある営業なのです。それは裁判の中でどういう形で争われるのか、根本を辿つていけば水利権のある財産区財

産からの賃貸でも何でもないので。ただ以前からの慣習で借りておられて、そういうものにはっきりと営業補償とか廃業に対する補償というのはふつうの廃業に対する補償という形の金額をはじいて話をしておられるのだったら、これは大きな間違いではないかなと思う。それで和解をしてしまったら、私はこれは住民監査請求が出て当たり前前だと思う。そこは慎重に弁護士と相談してもらいたい。普通の明渡しではないということです。今下司田池の払い下げに応じているということに対してはものすごく不安というか、決着について後々緒を引くのではないかという不安があるのです。だからはっきりとそれらを決めてもらわないと、住民からも町に対する批判が出てくるように思います。その点再度お聞きします。

町 長

これは議長がおっしゃるような難しい問題だと思います。片方で営業を止めさすと、いろんな付近の関係等、またこの関係等についても議長にはこれについてはご努力いただいたと思いますけれど、私はそういう点を十分に精査する中で、町としても水利組合と契約を切ったわけですから、町としても申し入れをして、それに応じていただけないから、我々としては皆さんにご相談申し上げて、訴訟にもってきたわけです。そういうことを踏まえる中で町としても、我々としては言い分を十二分に申し上げて、弁護士と相手の弁護士と、また裁判長との協議の中で出来るだけ円満にいけるようにと。やっぱり一番問題は松田委員がご指摘のように近隣住民の方々のご理解を得ることが一番大事だと思う。これについてはどちらにしても完全にすべて公平ということになれば問題は一番問題がないわけですが、ある程度その点については十分ご理解を得ながら対応していきたいと思っております。

松田委員

今日の段階として幾つかの点を確認しておきたいと思う。下司田池の訴訟の問題について基本的な対応措置として説明をされたのは次の3点である。

①現在の下司田池を縮小して防火池としての機能の保持をするとい

うことが1つ。処分の問題。

②縮小した土地の一部払い下げについてはやむを得ないと考えている。具体的には今後の和解訴訟の中で十分詰めていく。

③周辺住民に不満が残らないように慎重に対応を進めていくこととする。

この3つ態度表明が今日行われた。今後の折衝を進め方の基本的な姿勢として受け止めておきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

助 役 今基本的な関係で指摘をいただいたのですが、1点目2点目については、私はそのとおりの答弁をさせていただきました。3点目につきましては、町長は住民の理解を得て対応していくことを言われました。従って3点おっしゃったことについては、町としてそういう形で対応してまいりたいと思います。

松田委員 それではこの3点を確認して、今後の推移を見守っていきたいと思います。

議 長 私もそのように思います。その3番目の付近住民の不満が残らないようにするという意見に対しては、払い下げはよくないとそのように思います。財源的に払い下げするのだったら、他のものを活用して財源を求めるということを申し上げておきます。

委員長 面積は幾らあるのですか。

企画財政 約4850㎡、これは公募の面積です。その内約950㎡が堤防で課長 課長 す。残り約3900㎡が池となっております。

委員長 今交渉進めているのは半分を払い下げということですね。

企画財政課長 堤防を含めた全面積の半分です。

助 役 今回の面積について課長が言いましたけれど、その3分の2以上を被告側が申し入れしているわけです。町は半分という形で和解を求めています。

萬里川委員 4850の半分が欲しがっている・・・。

総務部長 全面積池堤防を含めた中での向こうが3分の2以上払下げを要望している。という中で、裁判が経過していく中でいろいろと補償のことが気になっていくと思っております。そういった中で半分の面積がその補償の額の内幾らになるのか、補償額が半分の価格に充たない場合となれば、相手側に金を出していただき買っていただくということになってきます。

松田委員 そうなってくるとまだその上に上積みをせんないかんのかどうかということまで言及されているのですけれど、今後の和解の折衝によると思うのですけれど、町としては手の内をあっけらかんにさせてしまっているという関係になっているのではないのでしょうか。ここに土地評価の関係が出ていますけれど、それが総額の2分の1は幾らになるか、3分の1は幾らになるか、埋め立てたら幾らになるかという計算をしていって、合うのか合わないのかという関係がここで判断できるという格好に云々ということは、具体的に詰めてて言っているのかなと思われて仕方がないのです。

土地の払い下げのその関係は、今後の和解の交渉の中で決まっていくというのが全体かなと思っていたのですが、それ以上に上積みとして補償の額が・・・、いわゆる3分の2という主張が、あるいは町が2分の1という主張が、町は何がなしに半々ということを行っているの

か、そういう計算をして言っているのかということになってくるでしょう。このことを説明して今後の関係の折衝の中で進んでいけるのですか。

委員長 暫時休憩します。（午前11時00分）

委員長 再開いたします。（午前11時20分）  
位置図を配布していただきました。大体町の方針問題点は理解いただけたと思う。さらに言っておきたいことがありましたら。

松田委員 先ほどまとめとして言いましたが、今後の和解なら和解の訴訟の中で、具体的に面積なり方法なり補償額の問題なりは話し合われていくべきものであろうと、従って今ここで推測してああだこうだということを行うことについては、和解訴訟を進展させるためにはあまりいいことでないのogaうか。だからそのことは先ほど説明があったけども、具体的な説明は非公式にありましたけれども、非公式なものとしてではなくて今後の交渉に委ねるについて、あるいは折衝を進めるについて当局が配慮すべきことではないのかなということ、あまりここでこれ以上追求しても現時点においては仕方がないのではないかなと、得策ではないのではないかと申し上げています。

委員長 それでは町の報告を了として、さらにこれについては町に交渉をがんばって進めていただくということで終わっておきます。

次に、（4）地方税の徴収対策に伴う奈良県税務職員の派遣についての報告を求めます。

税務課長 これは長引く低迷の中、税収の確保につきましては全県的な懸案事項となっております。県下のどの町村でもこれにつきましては要望すべき懸案の1つになっているところでございます。このことから、今年度より県税事務所の主幹クラスでございますが、市町村の要請に応

じる形で町職員と共に前もって協議をいたしました案件について滞納整理に当たるものでございます。当町といたしましては、積極的に取り組みたいことから派遣要請を行っておりましたが、今回斑鳩町の派遣が決定いたしましたのでご報告申し上げます。

なお、この期間でございますが、10月1日から12月末日までとしまして、月5日間程度の派遣ということになりますのでよろしくお願いたします。

委員長 報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

森河委員 徴収ではなくて指導という面もあるのかな。

税務課長 この案件につきましては、徴収を一緒にやるということと、滞納整理につきましては、滞納整理の技術につきましても向上を図るという目的がございます。それを吸収しながらお互いにやっということでございます。

森河委員 町で今臨時で雇っていますが、それではちががあかんわけやな。

税務課長 これにつきましては、徴収困難、徴収できないものについて、この案件を前もって県へ提出しておりまして、この件について協議してそれについて行っということでございます。当然これにつきましては徴収もありますので、この時に納税交渉も入りますので、その方に連絡して話を進めたいと考えております。

森河委員 余談になりますが、やさしい人の選考をお願いしておきます。

委員長 次に、（５）斑鳩町立町民プールの利用状況についての報告を求めます。



生涯学習  
課長

( 資料3により説明 )

委員長

報告が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

以上、これら各課所管に関する事項についても、報告を受け了承をしたということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員から質疑、意見等があればお受けいたします。

委員長

私の方からですが、この間お年寄りの方から聞きましたが、ここの所管ではないのですが、バス券に5700円に出していますね。これが駅周辺ですとバスの利用がないということで、私はもらっているけれども使う必要がないと、他の市町村がやっているようにJRなりタクシーとかそういった券にも拡大させてほしいというような話があったのですね、これは答弁結構でございますから、町として調査して検討してもらいたいと思います。

その他についてもこれをもって終了します。

なお、お手元に配布いたしております閉会中の継続調査申出書のとおり、当委員会として調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、取り計らいをお願いいたします。

次に、閉会中における当委員会の所管事務調査として、お手元に配

布しております先進地視察計画書のとおり実施することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、取り計らいをお願いいたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

町 長

( あいさつ )

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時32分)